

会議録

■附属機関等の会議の名称

第 1 4 回篠山市原子力災害対策検討委員会

■開催日時

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日(金) 1 5 時 0 0 から 1 6 時 3 0 分まで

■開催場所

篠山市役所 本庁舎 3 階 3 0 1 会議室

■会議に出席した者の氏名

- (1) 委員 1 4 名
- (2) 執行機関事務局 5 名
- (3) その他 0 名

■傍聴人の数

0 名

■議題及び会議の公開・非公開の別

公開

■非公開の理由

なし

■会議資料の名称

資料-1	安定ヨウ素剤 各学校 PTA への啓発・説明一覧表
資料-2	原子力防災出前講座 安定ヨウ素剤による被曝からの防護
資料-3	もしもの原子力災害に備え 安定ヨウ素剤を事前配布します【チラシ】
資料-4	安定ヨウ素剤の問診票兼受領書

■会議次第

- 1. 開 会
- 2. 報 告
 - (1) 安定ヨウ素剤における市議会での状況
 - (2) 各学校 P T A への啓発状況
 - (3) 事前配布に向けての進捗状況
- 3. 協 議
- 4. その他
- 5. 閉 会

■会議録

1. 開 会

事務局（課長）	<p>みなさん大変ご苦労様です。定刻になりましたので、第 14 回目になります、篠山市原子力災害対策検討委員会を始めさせていただきたいと思っておりますけれども、まずはじめに、今現在、予算特別委員会の評決の最中ということで、今回事前配布を予定していることに伴う 12 月補正予算という形で計上しております、それを含む部分での審議が行われております。そちらのほうに委員長であります副市長が出ておりますので、連絡をさせていただきます。</p> <p>本日お手元にお渡ししている資料につきましては、次第以降、いま各学校の PTA の協力によりまして、啓発という形で回っているものの一覧ということで、現在済んでおるものと今後の予定（資料 1）。それと、実際に現場で活用している資料（資料 2）。それから、配布を予定している資料ということで資料 3 と資料 4 を、今の予定ですと広報の配布にあわせて配らせていただくというふうに考えております。それ以外に、番号は付けておりませんが、上紺屋委員からいただいているものと、F 委員からいただいているものを資料として配布させていただいております。過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>そうしましたら、委員長が不在ですので、代わりまして副委員長のほうからご挨拶いただければと思います。よろしくお願いします。</p>
副委員長	<p>はい、どうも大変天候の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。みなさん方お聞き及びだと思っておりますけれども、先日、また今日と、議会のほうでいろいろと予算に関する審議がなされておまして、今朝からかなり議論が伯仲しておるといような中で、今まさに特別予算委員会の中で方向性が決定されようという状況になってございます。その結果はまた後ほど委員長がお見えになった時に話があると思っておりますけれども、決して予断を許さない状況にあらうかというふうに思っております。</p> <p>議会というところは、私自身の印象としては昔からそう思っていたんですが、なかなか難しい所で、いろんな要素が絡み合ってくる、まさに民主主義の複雑な部分の集合体だというふうな思いもありまして、こんなことを言ったら失礼になるかもわからないんですけども、なかなか物事を決定するについては非常に難しくなるということではないかなというふうに思っております。しかし今日中には方向性が出されると思っておりますので、またその結果はお聞きいただきたいと思います。</p> <p>今日は準備いただきました内容に従いまして、順次事務局のほうから報告をしていただき、またみなさん方からご意見を頂戴するというところで進め</p>

	ていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。それでは早速報告事項について、(1)のほうを事務局からご報告いただけますか。
--	--

2. 報 告

(1) 安定ヨウ素剤における市議会での状況

事務局(課長)	(1)につきましては、また委員長が戻られたら発言されるかもわからないですけども、今日出席していただいている委員様の中では、副委員長、A委員、B委員にはご無理を申し上げて、一般質問の傍聴もしていただいて、議員の考えなり市の対応なりを聴いていただいたところです。その後、補正予算の分科会といいまして、個別に特別委員会から3つに分科会が分かれていまして、6名の委員で審議をして、その結果を今日の特別委員会に持ち上がっていただいておりますけども、まあいろんな意見がありますので、この部分についてはまた副市長であります委員長のほうから説明をいただいたほうが良いのではないかと思いますので、その部分については省略をさせていただきたいと思っておりますけども、副委員長よろしいでしょうか。
副委員長	はい。
A委員	後でビデオとかで観られるんですか、その委員会の様子というのは。
事務局(課長)	それは無いですね。
副委員長	状況だけ言いますとね、午前中にいろいろ質疑がなされまして、6つほどの質問事項がございました。一つは後年度の経費の見込みについてというふうなことで、その説明が無かったということで市長に説明を求めるといってございまして。それから2番目は、安定ヨウ素剤の配布後の安全な管理の徹底啓発についてという項目について質疑がございました。3番目は、飲用の判断基準及び周知方法についてということで質問がございました。原災法第10条の通報の流れとの関係で、いつ誰が判断するのかというふうな部分でのご質問だったというふうに思っております。それから4番目は、備蓄分の有事の際の活用方法についてという項目でございまして。それから5つ目は、学校の備蓄に関して、子どもの成長に伴ってアレルギーの変化も起こってくるというふうなことで、その対応についてどうしていくんだというふうなご質問です。それから6番目で、今後の計画の方向性についてということで、どういうふうに市長は考えるんだということで、市長に対する6項目の質問に従って議論がなされたということで、おおよそ11時ごろから12時半頃まで議論がなされまして、そこで一旦休憩がうたれました。そのうちまたそれぞれ議員さんのほうから意見を求めるとい

	<p>うふうなことで質疑がなされまして、最終的に先程まで休憩にありまして、今採決の方向へ向かっておるといふことで。私の聞いた範囲の話ですけども、わざわざ12月の補正でなくても新年度予算でいいのではないかといふふうなご意見をお持ちの方もございまして、新年度改めて議論をして28年度から事業を実施していったらどうだといふふうな修正のご意見もあり、また、やはり十分な説明がまだまだなされていないといふふうなことから、今後そういった方面に力を注ぎ、さらには学校現場に対してもしっかりと意見を求めて対応を整理しておけといふふうなご意見があったといふふうな記憶をしております。そういった内容がどういふふうな形で、修正になるのか、それとも付帯決議で終わるのか、ちょっと状況的にはわかりにくい部分があったんですけども、今その状況について質疑がなされておるといふふうなことで確認をいただけたらと思います。その結果等については先程事務局のほうから話がございましたように、委員長が来られましたらまた詳しく説明していただけるのではないかなといふふうな思いますので、(1)の問題についてはその時までしばしお待ちいただきたいといふふうな思います。</p> <p>それでは(2)の各学校PTAの啓発状況ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。</p>
--	---

(2) 各学校PTAへの啓発状況

事務局(課長)	<p>はい、それでは失礼します。前回にご報告をさせていただいた、医師と診療所の先生向けに、9月24日と10月14日に医師、診療所、保健師を対象に研修会をさせていただきました。その後、教育長のほうからも、学校への周知も必要であろうといふことで、子どもを持つ保護者の方を対象に周知を図る必要があるといふことで、こちらから出向く出前講座を開催させてほしいといふ文書を配布させていただいて、今の予定では1月末から事前配布を計画しておりますので、それまでにPTA等で集まりの機会があればその場に行かせていただきます、といふ内容の案内をさせていただいたところ、資料1にありますとおり、11月11日味間小学校の役員会を皮切りに、古市小学校と、味間小学校については役員会と地区委員会といふことで80名に参加していただいたものが11月18日、それから丹南中学校、城東小学校、篠山養護学校、先日は大芋小学校、それから昨日ですけども、たき幼稚園のほうにも行かせていただいております。今後、今聞いているところの予定につきましては、1月13日に、西紀合同といふ表現をさせていただいておりますけども、西紀にある小学校、西紀・西紀南・西紀北、西紀中学校、それから幼稚園を含む合同で、13日の昼と夜間に開催</p>
---------	---

	<p>するということで、できるだけ多くの方の参加を呼びかけていただいております。その後、岡野小学校、篠山東中学校、福住小学校、村雲小学校、それからちょっと空いてしまうんですけども今田中学校ということで、今のところ計画をさせていただいているのは以上でございます。</p> <p>資料の右側については簡単なアンケートを取らせていただいた部分を質問・意見等という形で書かせていただいているんですけども、率直な意見で「服用の必要性がわかった」というものや、「それ以外の対応についても示してほしい」というもの、いろいろな意見が出たものをできるだけ載せさせていただいておりますので、目を通していただければと思います。保護者の方の率直なご意見ではないかなと思っております。</p> <p>その時（出前講座）に使わせていただいた資料の一つとして、資料 2 ということで、A4 カラーの両面刷りなんですけども、これについては、上紺屋委員に講演をしていただいた内容を要約と言いますか、概要を集約させていただいて被曝とはどういうものであるかとか、安定ヨウ素剤の効果であるとか、服用に関すること等、簡単ですが書かせていただいて、これを使いながら危険性の説明をしていっているところです。以上です。</p>
副委員長	<p>はい。今、(2) 各学校 PTA への啓発状況ということで説明がございました。何かこれに関してご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。</p>
B 委員	<p>1 月 13 日に西紀合同で一日計画していただいとるんですけども、393 人というのはどこからの数字ですか。</p>
事務局（課長）	<p>393 人というのは、小中学校の児童数ですので、参加の予定人数というわけではないです。</p>
B 委員	<p>一般の方もその時に入ってもいいんですか。PTA の保護者だけですか。</p>
事務局（課長）	<p>原則はそうなんですけども、人数的な問題もあるかと思えます。今予定させていただいているのは、西紀老人福祉センターの 2 階で開催することを予定させていただいています。保護者の方以外があまり多く来られると入りきれない可能性もありますので、ちょっとそのあたりは何とも。</p>
B 委員	<p>一般の説明会はまた別にありますもんね。</p>
事務局（課長）	<p>一般向けとしては、26 年度の後半から住民学習を使ったものという形で周知を図ってきたわけですけども、今回市長のほうから、特に成長期の子供を持たれている保護者の方にはぜひとも聞いていただきたいということで、重点的にと言いますか、保護者の方を対象に開催をさせていただいております。B 委員がおっしゃったように、たとえば地域等で具体的な話を聞きたいということであれば、言っていただければ我々防災担当の職員が行かせていただいて説明をさせていただきたいと思えます。</p>

B 委員	ああ、その場所じゃなしに。
事務局（課長）	個別に、たとえば B 委員がお住まいの自治会で説明を聞きたいという話があれば、ぜひこちらから出向かせていただきたいと思います。
C 委員	これは事前配布の具体的な日程にむけて説明をしているということですよ。そうすると、この表に入っている分だとまだ全部カバーできてないということですよ。配布の日までにすべてをカバーしようという計画で今進めているところですか。
事務局（課長）	希望としては、いま C 委員がおっしゃったように、1 月末までにすべてを回ることがベターなんですけども、なにぶん PTA をお願いしている形で、それまでに集まってくれない機会がないということであれば、多少遅れてでも、たとえば今回の配布ではなくても次年度以降も配布の計画がありますので、周知という意味ではさせていただきたいと思います。
C 委員	内容は、今回の事前配布に対応した内容ということですよ。たとえば学校の中での扱いとかそういうことは対象に入っていない、あくまで家庭で事前配布を受けてどう扱ってもらうかというような内容になるんですか。
事務局（課長）	事前配布に向けてはそうなんですけども、資料 2 に付けさせていただいているように、基本的なと言いますか、本当の導入部分、それが十分周知できていない部分がありましたので、まずは知っていただくということで、この資料 2 等を使いながら、周知を図っているというような状況です。
D 委員	この質問・意見を見る限りでは、配布に関して否定的な意見というのはあまり載ってないんですけど、概ねそういうことですか。
事務局（係長）	そうですね。行かせていただいている中で否定的な意見というのはありません。これに加えて、兵庫県の出しているシミュレーション結果の図を大きなものにして、このように兵庫県に到達するおそれがあり、どういった影響があるという内容の説明をさせていただいたところ、初めてこういう影響があるということが分かったというようなご意見が多いです。必要性がわかったであるとか、怖いということが分かったという意見が多くて、必要がないであるとか煽りすぎだというような意見は、今のところその場では聞いていません。無記名でアンケートも取っているんですけども、その中でもそういうものはございません。
E 委員	これ以外で、自治会等の説明会でどれくらいの人に周知されているかという、人数を教えてくださいんですけども。
事務局（課長）	昨年度の実績になりますけども、4,300 人余に対して実施させていただいています。自治会数としては 206 自治会で開催をさせていただいています。
事務局（係長）	昨年度が 206 自治会で約 4,300 人、今年度が 25 自治会を予定しています。
E 委員	その時は安定ヨウ素剤についても説明されていたということですよ。

事務局 (係長)	基本的には PTA 向けのものと同じような内容で、上紺屋先生の DVD を使った内容ですけども、ヨウ素剤の効能、副作用も含めた説明をさせていただいております。
C 委員	この質問・意見の中に、ヨウ素剤を学校にも備蓄してほしいという意見があります。学校で保管するという方針だと思うんですけども、そうすると当然学校での服用についての質問等もあったんじゃないかというふうに思うんですけども、学校での服用についてはどのように説明をされてますか。
事務局 (係長)	学校での備蓄をしてほしいというご意見が出た時にはまだ市としても検討中で、今考えているのは毎年保護者の方に問診票でアレルギーがないかという確認をして、同意をいただいたうえで配るというような体制を整えていきたいということを考えていますというお話をさせていただきました。
委員長	原子力規制庁の考え方でもそれは問題ないということだから、より安全性を高めるために備蓄をする方向で検討していて、だから学校にも説明をしていっているわけです。ただ、当然これからもいろいろお話をしていけないといけないし、問診票とか同意書等、けっこうまだ事務的にはやらないといけないことがありますけど、やはり学校におられる時に、有事に対応するためにはそれがいいだろうということで、そういう方向で進めています。
E 委員	ただ、それは保護者の責任の下で服用するというので、学校の先生が服用させるということではないんですよね。
事務局 (課長)	今のところ、問診票と保護者の同意の下で、学校の先生に服用させてもらうということを考えております。
委員長	親の同意書をもらっているという前提ですよ。だから親が飲ませなくてもよいと言われた子には配らないです。問診票と親の同意です。
A 委員	説明会の時に、事前配布の分と緊急用備蓄の分と、学校においてまとめて説明をされると思うんですけども、今回事前配布をするということに対しても PTA でそれぞれ説明される分と、それとはまた別の緊急時配布のヨウ素剤のことは、今おっしゃったように養護教諭の方が配られるという、そのことがごっちゃになりやすいというか、それを分けて事前配布は事前配布、緊急時配布は緊急時配布というような、そういう区分が市民にはわかりにくいんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりは今後どういうふうにされていく予定ですか。
委員長	それについては、本来は事前配布でご家庭で持っておいていただく、プラスアルファ学校でおられる時に何かあった場合に、やっぱり学校でも対応するほうがより安心安全につながるだろうということですから、一歩遅れたとしてもその後で学校での対応のし方というのは丁寧に保護者の方に説

	<p>明をしていく、そうじゃないと問診票や同意書などについていろいろ疑問が出ると思うので。ただ、それは事前配布に加えたプラスアルファだと思っておりますから、またそれは次の段取りとして丁寧に説明をしていかないといけないというふうに思います。</p>
F 委員	<p>リアリティで言うと、子どもに持たせることは小さい子だとできないと思うので、結局学校に行っている間は持ってないわけですよね、子どもたちは。だから学校にあって、学校で何かあった場合にはそこで配られるという体制があって、家だったら親が管理しているものを飲ませるとというのが現実的に合理的でしょうね。あと、このあいだ滋賀県の方とお話したんですけども、30 kmの湖西のほうの長浜とかそのへんは、幼稚園保育含めて備蓄完了してるそうです。教員が飲ませることになってるそうで、担当者の方に、学校の先生方は嫌がってるんじゃないですか、どういうふうにやりましたかと聞いたら、とにかく拝み倒しましたとおっしゃいました。それで合意してくれましたかと聞いたら、最終的に合意してくれましたと。それはよくやったと思うんですよ。だからそれはもう先事例があるという、特に滋賀県という大きな単位がそれをやってるということは、ちょっと調査していただけたら説得力があるんじゃないかなと思います。</p>
E 委員	<p>事前配布で、受け取りに行く説明と、学校で飲ませますよということが一緒に頭に入ってなかったら、保護者の人も説明を聞く中で違ってくると思うので、そこははっきりさせておいてもらいたいなと思います。</p>
F 委員	<p>説明の時ですね。さっき A さんが言ったことですよね。混乱してしまわないようにという。</p>
A 委員	<p>議会のほうで、どのタイミングで、10 条通報の時であるとか、市長がどういうふうに飲んでくださいというようなことについて、どのような議論が行われていたんですか。</p>
委員長	<p>そしたら、議会も終わりましたので、まとめて報告させていただきます。12 月に今回のヨウ素剤配布について、検討委員会の意向も踏まえて出したんですが、いろんな経緯経過を積み上げますと、より丁寧にするために約 600 万円の予算を今回提案しています。それに対する議会の反応としては、600 万円も要るとは知らなかったと、そういうことです。聞いていないと。将来も続くのにどうなるんだというようなことがございまして。補正予算を提案した時の本会議でも結構そういった意見が出まして、今必要なのかというようなことが。その次の日に、民生福祉常任委員会というのが個別にその部分を検討してもらおうんですが、委員長は意向を示せないの、それ以外の委員さんは全員反対でした。それぞれの思いはあるんですが、一般質問で原点のような議論になりまして。篠山市は財政が厳しいというよ</p>

うなことも合わさって、委員会で否決される可能性が出てきたんです。市長も、どんな形で配布するということや、お金もかかるというようなことを予算提案までに説明しておけばよかったなど。ただ、これは初めてやることなので、ここ2カ月ぐらいは毎週事務局と市長、副市長も寄って協議をしていて、それにずっと追われていたもので、良いのか悪いのかは別としてちょっと議会への説明が抜けて、そこが問題になったんです。それで次の日に、これまで検討委員会でお世話になった分とか、提言書も含めて資料を全員にお配りしました。でも市長が特に言ってるのは、25年度当初の市政執行方針からこれは言ってきたことだと。27年度にはやりますと言っているわけですね。ただやっぱり、聞いてないということで非常に紛糾しまして、こういった資料を作って各部長で手分けをして、市長からのお願いの文書も付けて個々に説明に行かせていただきました。それで今日、補正予算の特別委員会という全体の会で、通すか通さないかというのがお昼前から先程までありました。今日改めて特別委員会で指摘されたのが、安定ヨウ素剤に関しまして、①後年度の経費の見込みがどれくらいか、②安定ヨウ素剤配布後の安全な管理の徹底・啓発について市の管理と自己管理をどのようにするのか、③飲用の判断基準及び周知方法について、原災法第10条通報圏外である市へはどのように連絡があるのか、④備蓄分の有事の際の活用方法について、⑤学校備蓄分に関して、子どもの成長、アレルギー変化等への対応について、⑥今後の計画の方向性について、いわゆる避難計画とかそういったことも改めて問われまして、このやりとりがありまして、結果としてこれについてはいろいろとお話をさせていただきました。判断基準については後ほど申し上げます。ちなみに後年度への経費の見込み、今回は600万円かかりますが、通常年だと3歳到達時とか13歳到達時だけでよいので、それほど経費は掛かりません。3年後も概ね1回配布した人が来られるわけで、そんなにお医者さんとか薬剤師さんに来てもらう必要もないということで、経費はだいたい3分の2ぐらいに抑えますというようなことで、説明申し上げました。あと、他ついでにはこの委員会でもいろいろとご意見いただいていますし、提言書にも書いてありますので、そういったことを繰り返し説明をさせていただきました。結果、いよいよ採決というところで、この予算は認めないというふうな修正動議が出まして、その理由は何かという、まだまだ解決すべき課題がたくさんあるので、今は一旦ゼロにして、たとえばPTAへの説明とか、住民学習での説明とか、子どもへも説明すべきではないとか、もっと服用基準等もしっかり説明しないとイケないとか、医療関係の意見を聞くことを義務化する条例を作りなさいというようなことで、今回はまだ早いということで、

	<p>修正動議が出ました。結果としてその動議は否決をされて、再度この案そのものが諮られて、12名の方が賛成ということで、この予算は通していただきました。ただ、もともと青藍会という会派が初めから、財政的なこともいろいろと厳しく言われていまして、今回賛成派していただいたんですが、付帯決議という形で、賛成はするけど条件を付けるということで、「安定ヨウ素剤配布事業について、その効果及び今後の国の原子力対策の状況の変化を判断する必要があるため、事業開始3年をもって事業そのもののあり方を検討すること」ということで、当然初めてのことをやっていますから、確かに毎年いろんなことを研究したり調べたりしながらやっていくべきだということで、付帯決議をつけて予算を通していただいたということです。トータルとしては、先程市長とも話をしましたけど、際でもうちょっと丁寧な説明をしておけばこれほど混乱もしなかつたでしょうし、それは市として、検討委員会にせっきやくここまで積み上げてもらったものが危うくおじゃんになるようなところでありまして、それについては本当に申し訳なかったというふうに思いますし、これからあまり時間は無いんですけど、市民への理解、PTAへの理解を得られるよう頑張らせていただきたいと思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>勧告等を出すタイミングについては、部長お願いします。</p>
事務局（部長）	<p>はい。避難勧告及び安定ヨウ素剤の服用につきましてはやはりきちんとした方向性を持つべきだと、これまで我々も議論をしておったところなんですけど、基本的に市長が答弁申し上げましたのは、原災法10条が発令されて、国県を通して市へ情報が届きましたら、提言書にも書いていただいておりますが、原子力災害対策本部を設置して、その時の風向きとか収集した情報の中で安定ヨウ素剤を飲む必要があると判断したら、その時点で避難勧告の発令を検討するという方向性です。10条についてはあまりご存知でない議員さんもおられましたので、原子力施設の敷地境で5マイクロシーベルトが観測された時だと、5マイクロシーベルトが屋外で観測されるということは施設内で重大な事態が起こっている可能性が非常に高いということで、市は10条の情報収集によって対策本部を設置して服用指示の検討をするということでございます。</p>
委員長	<p>はい。補足で、いま申し上げている10条とか15条について書いているものがございますので、資料としてお配りしたいと思います。実際には難しい部分もありますので、今後みなさんのご意見も聞きながら、精度を高められるようにしていきたいと思います。</p> <p>以上、私が申し上げた議会での今までの動きについて、もし何かご質問等</p>

	ございましたら。
A 委員	かかる経費 600 万円の内訳を教えてくださいんですけども。
委員長	協力者ということで医師や薬剤師、事前の説明等もしていただくことについて約 400 万円です。15 日間の 30 回と、回数がとにかく多いものですから。あと、ヨウ素剤そのものとか、収納ケース、チラシの印刷、それから 3 歳以上 18 歳以下の子供がいる世帯へは直接郵便で案内を送るので、その郵便代、健康状態に不安がある場合はお医者さんにかかってもらわないといけないので、それに係る経費とか、そういったものでざっと 600 万円です。来年度以降は、午前と午後を実施していたものを午前だけにする等して、何とか経費は絞り込んでいきたいと考えています。
A 委員	大きい部分というのは、お医者さんに払う日当ということですか。
委員長	お医者さんとか薬剤師さんですね。
A 委員	素朴な疑問なんですけども、篠山市の薬剤師会や医師会にご協力を得て、篠山市のお医者さんなり薬剤師さんが説明会に来てくださるということなんですよね。
委員長	市が雇い上げるという形ですね。
A 委員	雇い上げるとは言いつつも、今回の事業に関しては、全面的に地元の医師会なり薬剤師会のご協力を得てやる事業ですよね。こんなに経費がかかるとは思っていなかったという議員さんの反応があったと思うんですけども、それはまともに市のほうからお医者さんのほうに日当を払ってするというんですけども、もしこの事業自体に医師会なり薬剤師会の協力があって、半分ボランティア的な形で人員を出していただけたとか、そういうことはないんですか。
委員長	市のスタンスとしては、当日の説明にはプロとして来ていただくので、うちとしては相応の報酬を払うべきだと考えています。ですから、市からボランティアに来てくれということとは言えないです。
G 委員	私は医師会の立場ですけども、報酬の件はいくらか全く知りません。
H 委員	基本的に校医さんと国保の診療所の医師を中心に説明会をします。ただ、一つの説明会に 2 人来てもらふ必要があるということなので、足りない分はささやま医療センターの医師で行うというスタンスで割り振りを始めている最中ですね。コストについては、医師会の中でもこの値段は高すぎるんじゃないかという個人的な意見を述べられた会員の方もおられました。我々はその時点では、他の市の事業等に関与する医師、あるいは看護師や薬剤師に対する時給というものをベースに考えられたというふうに聞いてまして、ボランティアを募集するという条件でやるのであればまた別の考えはあったかと思えますけど。

委員長	<p>加えて言うと、医師会・薬剤師会にもこの件については非常にご苦勞をおかけして、ようやく理解をしていただくような形になりまして、これを進めていく中で、お願いということと、プロとして来ていただくということで、先程 H 先生がおっしゃっていただいたように、今まで市が事業をするにつけての単価を基準に積算をさせていただきました。</p>
A 委員	<p>どちらにしろ、私の印象では、市のほうで先に事前配布を決めて、医師会のほうにお願いに上がったという印象がありまして、それならきちんと対価をお支払いするのは当然だと思うんですけども、そもそもこういう事業を作り上げていくということに、最初から篠山市医師会として参加していただいていますし、市と医師会と薬剤師会と、市が一方的にお願いするというのではなくて、共同で事業を作り上げていくというスタンスであるならば、市から対価を払わなければいけないのでしょうか。</p>
G 委員	<p>おっしゃることはわかるんですが、既に決まっていることで、お金の話となるとすごく話がぶれてしまいませんか。</p>
A 委員	<p>実際の議員にしても私たちにしても、600 万円かかるということ自体は知らなかったわけですよ。そしたら費用対効果というのがありますよね、何人に配ることができるのかという実際の問題として。そうした場合に、これだけの費用をかけるということが、後年度以降は確実にこの金額は減っていく方向で市としてはお考えになっているということで、これ以上かけて配布に関することはできないということで、この 1 回限りの事前配布の既にスケジュールが組まれているこの時に、できるだけ多くの 3 歳から 18 歳までを含む市民に配ってしまいたいという思いが先行して、私が心配しているのは、配るということそのものに水を差すということではなくてですね、実際にいくらかかるのかということが篠山市自体が財政が厳しい状況の中でこの事業を行うという、もっと安い値段で行えるんじゃないかと思っておられた議員さんもいるんじゃないかと思うんですよ。私も実際このお金をかけただけの配布達成率というんですか、それができるような形で、生きるお金として使ってほしいというふうにごく思っているもので、それは今この時に 600 万円をかけて 1 回目の配布スケジュールすべてにおいてという、それが本当にこんな急にスピード感を持ってやってもらって、早く配ってほしいというふうに私たちのほうが言ったので、それはそれでありがたいんですけども、どうだったんだろうというのを立ち止まって考える暇もなかったというのは、委員としても同じなんじゃないかと思っています。その意味で、コストの問題というのは、やっぱりそれは無視できないんじゃないかというふうには思っていますけども。</p>
F 委員	<p>でもこの会議で 1000 万円とかいう額が何回か出されたと思うんですよ</p>

	ね。1000 から 1200 万円というふうに。
委員長	1000 万というのは、会場設営もすべて委託するという前提でしたけどね。
F 委員	その 1000 万円がどうだという議論はこの中ではしなかったと思うんですけども、報告はされてきた記憶はあります。
C 委員	A さんの意見を受けてなんですけども、実際に予算から支出が出るか、それともボランティアかということはどうどちらにせよ、それだけのコストがかかることは間違いないわけですよね。人的なコストも含めて。そういう意味では莫大なコストがかかる話だと思うんです。やっぱりそれだけのコストをかけるからには、周知をしっかりと、できるだけ効果が出るように事業をしていただくというのが、前向きなというか、今からできることなんじゃないかなと思うので、そこが議会の中でも取り沙汰されたのであれば、やはりなるべく配布率が高まるようにやるのが一番いいんじゃないかなと思います。
委員長	議会の反応としては、もっと簡単に配れるというように思っておられたようです。だからそんなに大層なのかというのが議会の専らの意見です。それで、市長が申し上げたように、我々はかなり一生懸命説明してきたつもりだったけども、それが伝わっていなかったということで、そもそもの認識が違っていたと、そういう人もおられたということですね。
A 委員	私が言っているのは、市と医師会と薬剤師会の三者がもっと並列になって、というんですかね。
委員長	いよいよ事前配布の方針が固まってきて、医師会にご説明申し上げた時に、これは市が悪かったということでよいと思うんですが、医師会は、G 先生には専門家として送り出されたのであって、医師会代表としては送り出してなかったということだったんです。だから、A さんがおっしゃるように、みんなで一緒にやってきたかと言うと、そうでもないんです。あくまで市が委員さんの意向をうけて進めてきた、だからいよいよ改めて医師会にご協力をお願いしたということなので、対等ではないですね。
A 委員	だから、その分まともなというか、ボランティアとかそういうものは関係なしに・・・。
委員長	そもそもそういうボランティアがあるのかどうか・・・
A 委員	たとえば単価を下げるとかそういうことはないんですかね。
委員長	配布会場を診療所として開設するので、病院のような設定になるんです。それに係るお医者さんがボランティアというのは・・・。 今後改めて医師会にお話をしていくんだろうと思いますが、確かに金額が大きくなりますので、ご相談には行かせていただくこともあるかと思います。ただあくまでご相談なので、改めて予算が通る目途が立ったので、打

	ち合わせを兼ねてそういうお話はさせていただきたいと思います。
G 委員	おそらく本当に配らないといけない場面になった場合に、医師、薬剤師、もちろん消防の方もそうでしょうけども、給料以上の働きをしますし、もちろん兵庫医大でも震災があった時にもお金関係なしにやっていますのでね。だから変な言い方をすれば、ここでちょっとぐらい多めにもらっても、その分なにかあった場合には、その3倍でも4倍でも寝ずにやりますのでね。あまりここでお金のことを話し出したらちょっとぎすぎすしてくると思うので。
F 委員	僕もそう思います。
A 委員	わかりました。
委員長	ましてや医師会もそれぞれ思いがあつてですね、私たちみたいになかなか単純には行かないんです。専門家としての思いもありますから。それを曲げてご理解いただいたということは、兵庫医大の先生方や上紺屋先生のすごい所であり、篠山市の医師会薬剤師会はすごいと私は思います。それに対してボランティアでとは言えないですね。 それに、15日間の30回ということで、これはやっぱり最初の配布ということで、いつ来ていただいてもいいというような形で、丁寧にしています。
A 委員	いつでも行けるというのは、診療所に行ったらいつでももらえるということですか。
委員長	それも進めています。ただ、診療所は今田と西紀北と東雲にしかないのも、最初の配布にあたってはそこはあてにできないと。
A 委員	もらいに行けなかった場合に、風邪薬をもらうついでにもらおうとか、そういうわけにはいかないんですか。
委員長	いえ、診療所の医師に説明を受けたうえで受け取ってもらえるようにします。
A 委員	ささやま医療センターはその中には入ってないんですか。
H 委員長	今のところそういう依頼は受けてないです。
委員長	これは行政が担うべきものだというふうに考えていますから、医療センターはあくまで民間の医療機関なので、それであれば他の病院にもお願いする必要が出てきます。ですから市の診療所に無理を言ってやってもらうことになります。
A 委員	そこに負担がすごくかかたりすることはないんですか。
委員長	ですから、丁寧に説明会を行って、なるべく多くの方に受け取っていただきたいと思います。あくまで診療所はおまけであって、主には説明会で受け取っていただくということになります。そういう形でご理解いただきたいと思います。

F 委員	<p>現実にはヨウ素剤のことについては触れたことのない医師のほうが圧倒的に多いので、今回先生方が一から勉強することになると思うんですね。それ自体がとても大きいことで、篠山市の中でこのことを知っている専門家の数が一気に増えるということになるので、そういうことから言うと 600 万円はそんなに高くないと思います。全体としてもすごく安全性が上がることになるし、これをきっかけに多くの市の方に放射能の問題に関心を持っていただけることになるので。お医者さんで一つ学んだらその周りも学んでくれるので。</p> <p>あと、木戸議員が出した意見を読んでもみると、趣旨には全く反対してないんですね。言ってることは、「もっと徹底してやれ」みたいな。だから結論としては今は予算をつけるべきではないという。でもそれは否決されて予算は通ったわけですよ。通ったうえでは、木戸さんの意見とかはそのまま取り入れちゃえばいいと思うんですね。だって、もっとやれ、学校にも生徒にも説明しろって、こちらとしてもやりたいですから。だからむしろこの意見を見ている、もっと具体的にやってくれと言う意見が逆にあちこちからあがってきて、むしろみなさんがこれを意識化してくれているなということが感じられて、僕はすごく良いと思うし。議会の意見もそういう方向で出てきているわけで、誰も必要ないとか配るなど言ってるわけじゃなくて、もっと理解させないとだめなんだということだから、わかりましたもっと理解していただきましょうという形で進めていけばいいと思うし、そのためには先生方にもいろいろ協力していただくことがあるから、今回はある程度ちゃんとしていただくということで進めていけばいいんじゃないかなと思います。</p>
委員長	<p>予算をゼロにするということは、次いつあげるかといったら、検討委員会で安全安心のために速やかに配っていきましょうという提言をいただいて進めてきたことに対して、少なくとも時間を遅らせるわけです。市としては1日でも早くというのが委員さんの思いであると同時に市民の意見であるのとらえてやっているわけで。ゼロにされるということは、3月提案はもうありませんね、執行期間がありませんから。ということは6月になります。それでいいのかということです。だからむしろ、付帯決議をつけていただいて、その年度の予算を次年度にそのまま繰り越すという方法もあるんです。その場合は準備でき次第いつでもできるということになりますが、ゼロにするのであれば半年遅れてしまいますから。修正動議というのはそれだけの重みがありますから、趣旨を認めていただいている割には、明らかに遅らせるということについて、本当にそれでいいんだろうかという思いはあります。</p>

F 委員	そこを通していただいたのはありがたいですね。
副委員長	はい。(1)(2)についてはこの程度でよろしいでしょうか。 1点だけ事務局に確認なんですけど、この説明会の一覧表、ここまでやりますよという資料は議会のほうに渡ってますか。といいますのは、ある議員から聞いた話なんですけど、ある小学校のPTAに聞いたけど、何も聞いてないということがあって、それやったら十分説明できてないじゃないかというふうな、何かややこしい、せっかく頑張って説明されてるのに、その情報が伝わってなかったの、こんな良い情報はどんどん出したほうが良いような気がしますので。是非そのあたりはお願いして、ここからは委員長にバトンタッチしたいと思います。
委員長	補足で、各小学校で説明をしたということはA3資料に小さく書かせていただいていたんですが、副委員長がおっしゃるように、それではインパクトが弱いし、詳しい内容も出せていないので、それは今後丁寧に、議会のご理解を得られるようにしたいと思います。 それでは変わります、(3)事前配布に向けての進捗状況ということで、念のため申し上げますが、12月18日が議会の最終日で、そこで改めて全体の議決をとられるので、それもあくまで通るであろうということで、この説明をさせていただくことをご了解ください。それでは事務局説明をお願いします。

(3) 事前配布に向けての進捗状況

事務局(課長)	はい。そうしましたら、(3)事前配布に向けての進捗状況ということで、現在事前配布に向けて各PTA等回って周知を図っているところですけども、それとあわせて、資料3と4になりますけども、1月末から開催を予定しております説明会について、開催のお知らせということで、A3の両面刷りで作らせていただいております。基本的には、成長期にある子供であったり若年層の方を中心に配布をしていきたいというふうに考えております。事前配布の対象者については、篠山市に住民登録をされている3歳以上の方すべてで、そのうち事前配布を希望される方に配布をしていくというふうに考えております。日程については、前回の委員会の時点では18回の予定だったと思いますけども、先程委員長もおっしゃったように、庁内の調整会議等で議論する中で、より丁寧に開催していく必要があるということで、15会場30回で開催を予定しています。まず、以前一次配布という表現をさせていただいていたんですけども、まずは子どもを持たれている世帯を中心に開催をさせていただきたいというふうに考えまして、1月31日から2月28日までということで、中学校区単位での開催を計画し
---------	---

	<p>ています。生徒数の多い篠山中学校や丹南中学校の範囲については、2日間を予定しています。それぞれ午前午後1回ずつという形で考えております。その後、一般の方向けということで3月3日から3月26日までですけども、木曜日、土曜日、日曜日で午後と夜間という形でそれぞれ旧町単位での開催をさせてもらう予定になっております。これと資料4の間診票兼受領書というものを合わせた形で、事前に広報と合わせて配布をさせていただいて、1月21日にまた広報2月号の配布がありですけども、2月号にも2回目という形で配布することを考えております。それとあわせて、学校への配布ということで、児童生徒を通じた形での配布を考えている分と、直接ダイレクトメールというような形で同じものを各世帯にお送りさせていただいて、より多くの方が会場に来ていただけるよう周知を図っていきながら、準備を進めていきたいというふうに考えております。以上です。</p>
委員長	<p>はい。このことについてご質問ご意見ございますでしょうか。</p>
G委員	<p>資料4の間診票兼受領書なんですけども、これはひな形はどこからのものですか。他所で使っているものなんですかね。</p>
事務局(係長)	<p>はい、内容につきましては、原子力規制庁の作っている、配布服用にあたってのガイドラインの中にあつたものをほぼそのまま使っています。全体的なフォーマットについては福井県が使っていたものを参考にさせていただいております。</p>
委員長	<p>これは誰かに見てもらってないんですか。</p>
事務局(係長)	<p>医師会事務局運営委員会には2回ほど出させていただいてはおります。</p>
G委員	<p>それで返事はどうでしたか。</p>
事務局(係長)	<p>特には無いですが、判断は非常に難しいですねということでした。お薬の部分などは特に。</p>
G委員	<p>おそらくみなさん自分でチェックをされて、いざ医師のチェックになった時に、この人に渡してよいかいけないかというのが、なかなか難しいです。アレルギーありと言われたことがありますか、はいの場合は渡さないのか、慎重に投与するのか、どちらにするか迷ってしまうので、たぶん医師によって、同じようなケースに対して渡す人と渡さない人が出そうな気がするんです。何が言いたいかといったら、たとえば他の自治体との間でも整合性が取れなくなる可能性があるので、そこが一番ひっかかってくるような気がします。</p>
事務局(課長)	<p>間診票のA1、A2に該当する方については配布をしないという形になっています。</p>
委員長	<p>今、G先生がおっしゃっていることを聞いて、何か見直すべきところがあれば見直せばいいのではないですか。</p>

事務局 (係長)	それについては福井県のほうから、基本的には配ったらいいという・・・
G 委員	医者用にマニュアルみたいなものがあるんですね。
事務局 (係長)	はい、基本的には配るということで、こういうアドバイスをして配ってくださいというようなマニュアルはあります。
G 委員	わかりました。
委員長	それを今後、担当の医師にはお配りするということですね。
事務局 (課長)	当日の事前配布に向けて、医師、薬剤師を対象にした研修会というものを1月になろうかと思いますが、予定をしています。今、G 委員がおっしゃったような、判断基準といいますか、どこにチェックが入っていれば配布できるのか、できないのかといったことを明確に示させていただいて、どのお医者さんにかかっていたいただいても同一になるような形で、研修のほうは進めていきたいと思っています。
委員長	よろしいでしょうか。他に何か。
F 委員	<p>これは上紺屋先生の意見も本当は聞きたかったんですけど、服用不適の場合にですね、服用不適の方はどういう方なのかということ、カリウムの方を度外視するならば、ヨウ素には大変弱い方ということですね。となると、この方は絶対に被曝してはいけない方で、つまり薬を飲まなくても放射性ヨウ素が飛んできたらヨウ素アレルギーも起こすんですね、この方は。だから、単にあなたには配れませんよ、というのではなくて、あなたはより危険な方ですというのを伝えたほうがいいんじゃないかと思います。安定ヨウ素剤も飲めないわけですから、放射性ヨウ素だと、ヨウ素としての悪さと放射性の悪さと両方を受けるわけですね。そのことを、単にあなたはこの薬は飲めませんと言うだけじゃなくて、あなたはより放射性ヨウ素に対して危険な方なんですということを伝えてほうがいいと思いますね。変な話、放射性ヨウ素が来るんだったら安定ヨウ素を飲んだほうが僕はましだと思います。それはちょっと医学的にはどうなのかわからないですけども、どうせ来ちゃうわけですよ。だから、もちろんそれはヨウ素にアレルギーがあるから、ヨウ素を摂ると危ない方なんだから、特にあなたの場合はより早く避難されたほうが良いですということを言ってあげたほうが良いんじゃないかと思いますね。</p> <p>それともう一つ、とりあえずは3歳以上なんですね。私たちが一生懸命ヨウ素剤を飲むことの意義を言ってるので、それを理解されればされるだけ、3歳未満はどうかというのが当然出てくる。あれはどうかたんですかね、上紺屋先生はお母さんが噛み砕いて口移しで飲ませるという方法が一番安定的なんではないかとおっしゃっていて、そういう方法をできるだけ早く確定して、3歳未満の子どもにも配れるようにしたい。おそら</p>

	く絶対出てくると思いますよ、うちは3歳未満の子がいるんですけどどうしたらいいですかっていうのがね。
事務局(部長)	今回については3歳未満の方についてはお配りしません。事故が発生した時については緊急の配布場所で液剤を飲んでいただくという方針でございます。その部分については上紺屋先生からもいろんな意見をいただいております。ただ、口移しの方法では量の確定というのが非常に難しいという問題と、メーカーにおいても3歳未満に事前配布できる製品の開発途上であるというような情報も聞いております。今後検討していく必要があるかと思いますが、今回は間にあっていないというのが現実でございます。
G委員	そうしましたら、今現在安定ヨウ素剤を配布している自治体は、すべて3歳未満には配っていないということですか。
F委員	いわき市は配ってるんですよ。だから僕がそのやり方を提案したら、上紺屋先生はあまり賛成されなかった。要するにあれですよ、スプーンで潰すやつ。
委員長	原子力規制庁が出している指針には載っていないんです。だから行政がそれをやるにはかなり勇気が要るんですね。うちとしてはあくまでいま国が決めているルールに則って、国でも3歳未満は有事の際に避難所等で専門の方に調剤してもらって飲むという方針で、今はそれがルールなので、あくまでうちとしてはそれに則るしかないということです。ただ、今後新たなものが開発されるということなので、それができれば速やかに取り入れたいと思いますが、現状国のルールに無いので、やむを得ないのかなと。いわき市は独自にされていると思うんですが、あくまでうちは今はルール通りでやります。
F委員	わかりました。
A委員	たとえば配布しないでも、これ(資料3)は配るわけですよ、説明会時において。この中に、授乳中の人のことは書いてあるんですけども、3歳未満児のことについては対応が何も書いてなくて、
委員長	いや、一応書いてあるんですよ。
A委員	書いてますけど、でももし丁寧を期するのであれば、別刷りのパンフレットでも、3歳未満の子どもをお持ちの方には、たとえば昆布を茹でた汁であるとかそういうものがいけるとか、あるいは潰すというのがいわき市で事例があるとか、そういった情報が欲しいわけですよ。噛み砕いて口移しであげられるとか、そういう情報さえ何もないじゃないですか。だから、篠山市のほうは今後3歳未満に対しても配りたいという方針を立てるのであれば、何か3歳未満児をお持ちの保護者に対しての特別なケアということですかね、そういうものを紙一枚刷るぐらいすぐにはできるんじゃないかと

	思うんですけども。
G 委員	たぶん市の看板があったら難しいんじゃないですか。
委員長	難しいですね。うちは国のルールをご説明申し上げて理解してもらえないです。たとえば A さんが個人的にそういう話をされるのはいいですけど、市長名でそれはさすがに出せません。結局それを市が出すということは後ろ盾するようなものですからね。いわき市がされておることを今篠山市がすぐできるかという、それはなかなかできないと思います。
A 委員	では医師の説明の中で、3 歳未満児はこうしたらいいですよとかいうふうな説明はあるんですか。
委員長	ありません。今の国のルールは緊急時にシロップで飲んでもらうということで、国はそれしかないと言っているわけですからね、今のところは。ただ、おっしゃるように、資料から 3 歳未満のことについて読み取りにくい部分があるので、それは個別に、国のルールであってもきちんとお伝えしないといかんとは思いますが。ただ、現状行政としてはそれ以外のことはできないですね。
I 委員	それについて、ここに万が一服用が必要な場合は、3 歳児未満は薬剤師等が散剤から調製した液剤を服用することになります、ということがパンフレットに書かれているんですけど、これを薬剤師が調製してくださるのは、どこで調製してくださるんですか。まだそれが決まるのはこれからですかね。
事務局 (部長)	緊急時の場合については、逃げていただく避難経路上に配布の拠点を作ります。丹南健康福祉センターであったり、今田支所であったり、そこに薬剤師等を配置して、3 歳児未満についてはそこで調製したものを飲んでいただくという方針を、今年度中に決める予定としています。
委員長	一つだけお願いしたいのは、緊急時には行政の人間は責任を持って関わります。ただ民間である薬剤師さんに対して、逃げずに配布に協力してほしいと言えるかどうかということです。これは非常に難しいと思います。突き詰めていくと、誰でもいやだと思います。だから、ここをもうちょっとちゃんと研究して、できるだけ市の職員でカバーできる方法を考えないと、今はこういう方針なのでこう書かせてもらわざるを得ないんですが、これは非常に難しい部分があります。ただ、市としてはこういうところはよく考えて行政で対応できるようにしないと、薬剤師さんも困ると思いますので。そういう理解をお願いします。
I 委員	はい。たとえばこのパンフレットに、問い合わせはここにお願いしますとか、3 歳未満はどうしたらいいのかということは絶対に疑問が出るので、問い合わせ先が載っていれば聞きたい人は聞けるんじゃないかと思うんで

	すけどね。
委員長	はい。それはまた追加で検討させていただきます。他、いかがでしょうか。
B 委員	うちは 3 家族一緒に、3 歳、4 歳ぐらいの子どももいるんですけど、事前配布の時には代理で受け取りに行くという事はできませんかね。
事務局 (係長)	チラシの表の一番下書いてますけども、18 歳以下の方は保護者の方の同伴もしくは保護者の方に代理受領をしていただくということで考えています。保護者等としておまして、それは生活を共にされている、成人されている方で、希望者の健康状態を把握されている方というふうに定義をさせていただきますので、父母もしくは祖父母の方も代理で受け取っていただけることとしています。
委員長	忙しくて説明会に行けない人やその子どもの手に渡らないというのを避けたいということで、こういう形にしております。ただ基本的には B 委員のおっしゃったように、すべての方にお聞きいただいて理解していただくのが一番だと思いますけど、いろんな家庭の事情もあると思いますので、子どもに渡すことを優先に、こういうふうにさせていただきます。他、いかがでしょうか。
G 委員	私は篠山市民じゃないんですよ。篠山医療センターに勤めてる医者も市外在住の人間が多いので、緊急時の受け取りになるんですが、そうした場合にも問診票のようなものを書いて受け取るというルールになるんでしょうか。
事務局 (課長)	どこまで詳しく書くかはわかりませんが、一応症状等を確認させていただいての配布という形にはなります。アレルギーの有無等を確認させていただいたうえでの配布というのが原則になってますので、何の確認もなしに配布というわけではないです。
事務局 (係長)	緊急時には市内にお勤めの方や観光客さん等も含めて配布することになっておりますが、その際にも確認を行って渡しなさいというふうに国の指針では決まっておりますので、それに準じて配布させていただきたいと思っておりますが、事前配布につきましては篠山市に住民票を置かれている方に対して、住所を確認したうえで配布をしたいと思っております。
委員長	今 G 先生がおっしゃったような、医療機関等に勤められている方は、やはり協力してもらいやすいように区別はしないといけないと思いますので、それはまた検討させていただきます。協力をお願いしておきながら、市外在住だから渡せませんということは言えませんので。
A 委員	それは学校の先生にも同じですか。
委員長	おっしゃる通りです。なにせ順番を追っていかないといけないものですから、不十分な点も多いですけど、一つ一つ精度を高めていきたいと思いま

	す。今おっしゃったように、学校の先生等現場でお世話にならないといけない方は市外在住でも市民と同じように扱うべきだと思いますので、前向きに検討させていただきます。
A 委員	市職員については、正職員じゃなくて非正規で働かれている方とか、そういう方にも事前配布対象として考慮されるということですか。
委員長	有事の際に現場に行ったりするという前提で配慮をするので、そういう時に嘱託職員さんに同じように従事してくれと言えるかという、厳しい所があると思います。だからそれは業務内容によって同じように扱わないといけないものは扱っていきたいというふうに思いますが、もともとあまり無理を言えない立場の人なので。
A 委員	そういう方は緊急時に公民館等に配布に行くというメンバーには入っていないということですか。
委員長	入ってないですね。
A 委員	正規職員の方のみが入っていて、その方が市外在住でも考慮の対象ということですね。
I 委員	G 先生が、篠山市外在住の職員のことを言われたんですけど、だいたいどの職場も健康診断の資料等を職場に置いてあるんじゃないかなと思うんです。これはこれからの検討事項なんですけど、たとえば前もって職員の方の問診票みたいなものを取っておいて、職場に保管されておいたら、緊急時にもすぐに出せますよね。それは学校でもそうなんですけど、高校の生徒さんでも、事前に問診票だけ提出していただいていたおいたら、緊急時に書かずにすみませうので。
委員長	子どもの場合は事前ですね。年度当初に問診票と同意書をもらうんです。4月当初なりに学校にお世話になって、問診票と同意書はもらいます。
I 委員	それと同様に、職場でもそういう形にしようと思ったら、
委員長	職場というのは、どういう職場ですか。
I 委員	篠山にある会社ですとか、病院とかですね。
委員長	学校現場では子ども向けに配ろうとしてますが、大人はあまり想定してないんですよ。大人の方についてはなるべく事前配布を受けていただきたいという考えですけども。あまり緊急時のことを強調することもよくないと思いますので、やはり大人の方で必要だと思う方は事前に受け取っていただきたい、そうでないと今度はこちらが対応できなくなりますね。ですから子どもについてはある程度有無を言わず配るという姿勢なので。
I 委員	大人といっても、特に市外の方ですよ。
委員長	市外在住の方は、緊急時に欲しい方には渡しますというぐらいの対応になるかと思いますが。

I 委員	事前にもし問診票を書くことができるなら、それも一つかなと思ったんですが。
委員長	それもまた参考にさせていただきます。他にございませんか。
B 委員	今日このヨウ素剤のケースを初めて見させてもらったんですが、有効期限とかは書かなくていいんですか。
事務局（課長）	有効期限につきましては、筒状のケースの中に個人用の小さなケースが入っていますので、それに名前や有効期限を書かせていただいて、管理していただくという形になります。
B 委員	わかりました。

3. 協議

4. その他

委員長	他、よろしいでしょうか。
F 委員	私のほうから、レジメということで出してまして、2 番目の現在の予見というところではまだ 議会の状況がまだどうなるかわからない段階で書いていたんですけども、先程も言いましたように、議会で出された意見としてはもっと丁寧にやれ、もっと積み上げていこうということなので、そこはこちら側がやっていけばいいし、ただその場合もっとやっていくということ、ヨウ素だけではなくて他の対策のほうに、私たちの委員会が前倒しで進んでいくといいと思うんですね。学校でもっとやれということが出てるんだったら、僕はまずすぐに学校に雨合羽を配りたいです。これも予算で言うと、それこそ百均で売っているものでもないよりはましなのでね。そうやって少しでも積み上げていく方式で考えて、これもみんながなんで合羽を持たないといけないのか、いざという時はそれをどう使うのかということ、子ども自身が自分で学ぶことに意義があつてね。そういうものを着なきゃいけないとなると、放射能というのは体に付けちゃいけない、体に入れないようにしないといけないという意識がついていくので、実は 100 円の合羽の効果というのは高いんですよ。まあ考えられることをいろいろ書きましたけども、そういうところに私たちの委員会が、一方で事務局がヨウ素剤のことで奮闘してくださっている中で、その次をできるところから積み上げていく、まずこれも予算がかからず現実的にできていることを積み上げていくことが大事だと思いますね。あとは、特に病院とかは、リアリティの問題として、どこから避難するのか、あらかじめ絶対避難できない方というのは出てきます、重病で動かせないとか。そこを何かリアリティを決めていくことに入っていくほうが良いと思うんですね。もちろんそれはこちらで決められることじゃなくて、現場の方たちに

	<p>判断してもらえないんですけど、ただ現場の方たちに丸投げで判断してくれて言っても何考えていいかわからないと思うので、ある程度の話聞いて大まかな線、これも大まかにざっくりいくしかないですよ。細くなればなるだけ決まりにくくなってしまうので。ただそういう対応はね、一つ一つ前に動かしていった方がいいんじゃないかなと。これだけ木戸さんがやれと言ってくださってるんですから、だったらやりましょうということですね。ヨウ素だけじゃなくて。散々私たちも安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素からしか守れませんと言ってるわけですから、じゃあそれ以外の放射能に対してこういう対策をとしましょうというのを出していくのがいいと思って、それで思いつくものを書きました。最後の消防団のことは、僕が言える立場ではないんですが、そういうことも含めて、特に消防団では僕が講演した時に団員の方から、結局自分たちはとっとと逃げたらいいのか誘導するのかどっちなんですかという意見が出てね。その時に部長さんがすごくうまく答えてくださって、要するに消防団が具体的なマニュアルを作って、結果的に団員自身も早く避難できるようにするために、市民を有効に避難させる方法を考えると。たとえば団をいくつかに分けて、率先して避難するグループや最後まで残ってチェックするグループを決めて順繰りに回していくと。それが実際に団の中でいいかどうかわかりませんが、一つの発想として、消防団自身も多くの市民を逃がしながら、最終的に自分たちも合理的に一番被曝を避けられる方法、そのためにはみんなが早く逃げればいいんだというようなことを、具体的に一つ一つ決めることを動かしていくことがいいんじゃないかなと。ちょっと今日は大雑把な意見なんですけど。それをですね、僕とAさんとIさんと上紺屋先生に意見を聞いたりして、プラットホームみたいなものを作ってここに諮るとかいう形で進めたらいいんじゃないかと考えています。</p>
E 委員	最終的に篠山市として避難誘導まで考えていくんですか。
F 委員	もちろん。
委員長	その話が出たついでに、今回議会からそれも大事だろうと言われてまして、ただ一方でどの程度のことができるのかわかりませんが、今年度中に何らかのものをお示しすると市長も約束しましたので、またそれについて次回ぐらいからそのあたりのご意見も頂戴したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。
I 委員	議会のほうでも費用対効果への疑問が出たということを知ったんですけど、安定ヨウ素剤は原子力災害だけに効果があるものとしてみたら費用対効果はどうかとなるんですけど、我々委員会の提言でもあったように、原子力災害を考えることを通じて、災害全般に強いまちづくりをするという

	<p>大きな目標があつて、安定ヨウ素剤一つ見ても、今までの想定にとらわれた行動をするのではなく防災を考えていきましょうという、大きい提言があつたと思うんです。その意味で言ったらまちづくりの方面に確実に役立つことだと思いますので、それを長期的に地域福利という点で考えてもらったら、4万人の人口にしたら一人150円ですけど、やはりそれはまちづくりへの投資なんじゃないかなと思うんです。そういう意味で費用対効果を広く考えてもらったなというふうに思います。</p>
--	--

5. 閉会

<p>委員長</p>	<p>はい。他はよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。もう一点だけ補足で、議会途中ではお金をもらうべきではないかという話もございまして。容器と薬で一人に150円くらいですが、それは自助の範疇だということで、消火器を買うみたいに、これはお金を出してでも買ってもらうべきだというご意見もあつたりして、まあ今回はいろいろあつたんですが、結果としてははいよいよ全国で初めて5 km圏外で事前配布をすることになりました。まだまだ不備なところもあるんですが、今日事前配布の予定もお示ししましたので、こういうようなことが心配されるというようなことがありましたら、また是非事務局のほうに言ってやっていただきたいと思ひますし、先程申し上げたように、避難の関係も少しはお示ししないと、とっとと逃げるとだけ言われても、というようなことも言われておりますので、またそれはいろんなご意見をいただきながら進めていきたいと思ひますので、今後ともご協力をよろしくお願ひ申し上げまして、本日の会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>
------------	--